

**地上基幹放送分野に係る経営力向上に関する指針（案）に対する意見募集の結果及び意見に対する考え方
（平成 29 年 7 月 11 日～平成 29 年 8 月 9 日意見募集）**

提出件数 18 件（法人 13 件、個人 5 件）

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-------|--|--|-------------------------|
| 1 | 個人① | <p>国民は地上基幹放送に携わる中小企業の経営力向上を望みません。</p> <p>現政権に疑惑があるとか、芸能人の離婚トラブルに受信されたメールの時系列などの説明を地上基幹放送は続けています。</p> <p>出演者やアナウンサーにも、現政権に疑惑があるという内容のことを話させています。</p> <p>このままでは国民はインターネットから情報を取るようになり地上基幹放送の役目は終了します。</p> <p>地上基幹放送に携わる中小企業へは、反社会的な放送をしないインターネット配信などに関わるよう働きかけるべきです。</p> <p>反社会的な放送に対しては、罰則やテロ準備罪の速やかな適用を望みます。</p> <p>国民は地上基幹放送に携わる中小企業の経営力向上を望んでいません。</p> | <p>いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | <p align="center">無</p> |
| 2 | 個人② | <p>放送電波の使用停止を行い、全てインターネット環境へ統合する事を提案いたします。</p> <p>今後人口増加を果たそうとした時、超高層ビルの高さ規制を撤廃する必要があり、さらに、空中輸送を新規に法整備しようとした時に電波法と既存の電波放送のエリア維持が障壁となります。</p> <p>そのため、TV 放映用の一方的に発信するタイプの強力な電波照射を停止し、インターネットへと統合。</p> <p>その際の従業員の再教育も含めて、政府が主導して新</p> | <p>いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | <p align="center">無</p> |

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-----------------|---|--|------------------|
| | | たな高帯域インターネット回線の開発と普及に人員と予算を集中させる事により、より高度な通信インフラの再整備が可能となります。 | | |
| 3 | 個人③ | テレビではコスト削減に走るあまり、特定の制作会社に集中して外部委託している現状を何とかして下さい。具体的には「泉制作会社」が番組制作を一手に引き受け、内容はどの局も同じ偏った番組ばかりです。また、報道番組では政治社会の意見が偏っては目立つので、バラエティーで、政治的に偏った内容やるのは卑劣だと感じる。もう、テレビの時代は終わったので、無理に業績を挙げなくとも淘汰すべきです。国会中継、災害時の報道、ニュースを偏りなく伝える、など特化した少数の信頼できる局があればよい。 | いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 4 | 個人④ | 経営力向上といいますが、利権に守られているより電波オークションを導入して下さい。本質をいつまで無視しているつもりでしょうか。 | いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 5 | 東京マルチメディア放送株式会社 | 地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同いたします。 今後は移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大、ならびに優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 6 | 株式会社エフエム愛知 | 本指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効であると考えます。 今後は特に新規事業に対する支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 7 | 株式会社エフエム | 地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放 | 本指針（案）への賛同意見として | 無 |

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|--------------|--|---|------------------|
| | 東京 | <p>送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同いたします。</p> <p>今後は特に新規事業となる移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大ならびに放送事業以外の新規事業に対する支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。</p> | <p>承ります。</p> <p>支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | |
| 8 | 株式会社エフエム愛媛 | <p>地上基幹放送事業者、移動受信用地上基幹放送事業者への経営力向上に関わる指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同致します。</p> <p>今後は、特に新規事業となる移動受信用地上基幹放送事業者への支援措置の拡大や放送事業以外の新規事業への支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準が中小企業のみならず、さらに緩和されることを希望します。</p> | <p>本指針（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 9 | 株式会社エフエム北海道 | <p>地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことに賛同いたします。</p> <p>さらなる希望として、移動受信用地上基幹放送事業者への経営支援の拡大、放送事業以外での新規事業に対する支援措置拡大と、優遇税制の適用が中小企業以外の企業にも可能となるよう、検討を求めます。</p> | <p>本指針（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | 無 |
| 10 | 富山エフエム放送株式会社 | <p>地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同いたします。</p> <p>今後は特に新規事業となる移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大ならびに放送事業以</p> | <p>本指針（案）への賛同意見として承ります。</p> <p>支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | 無 |

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|------------------|--|--|------------------|
| | | 外の新規事業に対する支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。 | | |
| 11 | 中日本マルチメディア放送株式会社 | 地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同いたします。 今後は移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大、ならびに優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 12 | 株式会社エフエム熊本 | 地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同いたします。 今後は、特に新規事業となる移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大ならびに放送事業以外の新規事業に対する支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 13 | 大阪マルチメディア放送株式会社 | 地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効であると考え、賛同いたします。今後は移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大、ならびに優遇税制の適用基準が、中小企業に留まらずさらに緩和されることを希望いたします。 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 14 | 静岡エフエム放送株式会社 | 地上基幹放送事業者の経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同いたします。 現状、優遇税制の適用基準について、地上基幹放送にも「資本金1億円以下の会社」が条件とされています。 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|--------------------|--|--|------------------|
| | | しかし、地上基幹放送事業者は、開局時に一定の電波カバーをする必要性から、本社・演奏所に加えて、送信所設備にも相当の資金が必要となります。その資金調達のためにラジオ局の場合は5～10億円程度の資本調達をしていることと、経営環境が厳しい地方の放送局ほど多数の送信所を設置せざるを得ない傾向にあり、その維持更新費の負担が重くなっています。一方、多くの地方ラジオ局の企業規模は、従業員数、売上高、損益状況等の経営実態から判断すると、実質的には中小企業に属するものと考えます。以上から、今後、地上基幹放送事業者のうちラジオ放送事業者については、優遇税制の資本金基準を緩和されることを希望いたします。 | | |
| 15 | 九州・沖縄マルチメディア放送株式会社 | 地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考え、賛同いたします。 今後は移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大、ならびに優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 16 | 株式会社エフエム大阪 | 地上基幹放送分野に係る経営力向上に関し示された指針案は、経営環境の変化に対応していくための中期計画を検討・策定するうえで考慮すべき項目が例示されており、非常に有用と考え、賛同いたします。 今後は特に新規事業となる移動受信用地上基幹放送事業者ならびに放送事業以外の新規事業に対する支援措置の拡大や、さらなる優遇税制の適用を希望します。” | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。 | 無 |
| 17 | 株式会社エフエム岩手 | 地上基幹放送事業者ならびに移動受信用地上基幹放送事業者に対する経営力向上に関する指針が示されたことは、今後の経営環境において非常に有効と考 | 本指針（案）への賛同意見として承ります。 | 無 |

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-------|---|---|------------------|
| | | <p>え、賛同いたします。</p> <p>今後は、特に新規事業となる移動受信用地上基幹放送事業者に対する支援措置の拡大ならびに放送事業以外の新規事業に対する支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準が中小企業に留まらず、さらに緩和されることを希望します。</p> | <p>支援措置の拡大や、優遇税制の適用基準の緩和については、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | |
| 18 | 個人⑤ | <p>以下、意見を行う。</p> <p>>第1</p> <p>>1,2</p> <p>1段落目。地上基幹放送全てが重要なわけではない事は前提としていただきたい。多くは娯楽であり不必要分野である。(インターネット環境が整って以降、更にそうである。)</p> <p>2段落目。NHK と放送大学のみが字義通りの地上基幹放送を行っていると考えますが、他の所の経営については基本的にコンテンツ事業であって総務省が面倒を見る範疇に無いと考える(中小企業等経営強化法12条では主務大臣が指針を定めるとしているが、放送法の関係するものであっても、基本的にコンテンツ事業なのであるから、本来は経済産業省が面倒を見るべきものと考えられるものである。「不可欠な放送」と「コンテンツ事業」から成り立っている放送業界のうち、事業性の大きなものは後者であって、これは経済産業省所轄のものであるはずである。)。バラエティも芸能人も興味が無い国民からすると、放送事業者の事業にはあまり興味が無い。(広告代理店やテレビ局の暴利横暴などは見ているだけでげんなりするばかりである。)</p> <p>3段落目。時代の流れ、で不可欠な部分を除き、</p> | <p>いただいた御意見は、今後の放送行政を推進する上で参考とさせていただきます。</p> | 無 |

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-------|--|---------|------------------|
| | | <p>廃れて良いのではないかと思います。</p> <p>4段落目。コミュニティ放送は統廃合されて良いと考える。基本としては贅沢であり娯楽であるのではないか。平成4年の1社から25年で300社を越えるまでになった様であるが、市民への利益はあまり無いのではないかとと思われる（災害時の情報は広域ラジオによる災害情報システムが使える、災害時の地元情報は臨時災害放送局の準備をしておけば自治体が放送局の運営を行えるはずである。ではコミュニティ放送局に地域にどこまでの利益があるのか。趣味や「やらんかな」根性、あるいは補助金欲しさやコネ作りにやっているだけの行為である場合も多いであろうが、それらについて参考にしても仕方ない。確かに地元企業や自治体との連携があると経営は余裕が出来ようが、しかし高額の公金をかけて行う意義は薄いと考える。）。</p> <p>>第2</p> <p>>1</p> <p>経営的にはそうなるであろうが、国民としてはNHK（のニュース等）と放送大学以外はあまり必要としていない事は述べておく。（音声番組はNHK（と上に書いた災害時の地域情報ラジオ）以外、ネットラジオで良いと考える。）</p> <p>>2</p> <p>>一</p> <p>>イ</p> <p>インターネットの利用は地上基幹放送ではない事については釘を刺しておく（NHK関係者は心されたい。）。またこの場合、コンテンツ制作者が直接提供</p> | | |

| No | 意見提出者 | 案に対する意見及びその理由 | 総務省の考え方 | 提出意見を踏まえた案の修正の有無 |
|----|-------|---|---------|------------------|
| | | <p>を行う方が中間搾取が無い分望ましい事も指摘しておく。進歩した技術の活用については賛成である。</p> <p>総じて言うと、公金をかける価値は災害の不安がある地域の公共性の高い放送以外はあまり認められず、また事業、特にコミュニティ放送局に関しては基本的に行政がそこまで面倒を見るべきものではないと考える。</p> <p>意見は以上である。</p> | | |

※本意見募集とは関係のない御意見（1件）に対して、総務省の考え方は示しませんが、意見として承っております。